

飛騨市議会議長 井 端 浩 二 様

令和6年9月24日

決算特別委員会
委員長 高 原 邦 子

委員会の審査結果報告書

先に本委員会へ審査を付託されました議案の審査結果は、次のとおりでありますので
会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号	事 件 名	結 果
認定 第1号	令和5年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について	原案を認定すべきものと決定
認定 第2号	令和5年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案を認定すべきものと決定
認定 第3号	令和5年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	原案を認定すべきものと決定
認定 第4号	令和5年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案を認定すべきものと決定
認定 第5号	令和5年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案を認定すべきものと決定
認定 第6号	令和5年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案を認定すべきものと決定
認定 第7号	令和5年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案を認定すべきものと決定
認定 第8号	令和5年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案を認定すべきものと決定
認定 第9号	令和5年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案を認定すべきものと決定
認定 第10号	令和5年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案を認定すべきものと決定
認定 第11号	令和5年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について	原案を認定すべきものと決定
認定 第12号	令和5年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について	原案を認定すべきものと決定
認定 第13号	令和5年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について	原案を可決、認定すべきものと決定
認定 第14号	令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について	原案を認定すべきものと決定